

小田原市監査委員公表第16号

令和4年5月26日付け監査第46号の監査結果に基づき市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和4年9月13日

小田原市監査委員 数馬 勝

小田原市監査委員 近藤 正道

小田原市監査委員 楊 隆子

番号	指摘等の内容	措置状況
1	令和2年度決算審査の際に指摘したにもかかわらず、令和3年度分土地貸付料（78件、14,473,486円）について徴収簿を整備していなかった。徴収簿の備付け及び記載項目は、小田原市財務規則第134条第1項及び様式第33号に定められており、債権管理は適正に行う必要がある。（資産経営課）	市財務規則に則り、徴収簿を整備した。
2	貸付契約の更新（3件、989,532円）について、貸付期間及び貸付料の額に変更があったにもかかわらず、契約書を作成していなかった。小田原市財産規則第22条第2項において、普通財産を貸し付ける場合は契約書を作成することとされている。契約の内容は明確にしておかな	令和4年度以降の契約書を作成した。

	ければならない。(資産経営課)	
3	<p>契約書の金額と異なる金額を調定し、納入の通知をしていた(1件、調定不足額13,896円)。調定は誤りがないかを調査して行わなければならない。</p> <p>また、土地を貸し付けているにもかかわらず、貸付料について、調定をしていないもの(3件、4,683,994円)及び納入の通知をしていないもの(2件、3,970円)があった。調定及び納入の通知を怠ってはならない。(資産経営課)</p>	<p>契約書及び収入金額を精査したところ、金額誤りを確認したため、覚書を取り交わし還付した。</p> <p>追加調定・納入通知書発行により対応した。</p>
4	<p>地方自治法施行令第171条及び小田原市財務規則第59条第2項において、債権について履行期限までに履行しない者があるときは、履行期限後20日以内に期限を指定して、督促しなければならないとされている。</p> <p>令和2年度決算審査の際に指摘したにもかかわらず、納期限の記載及び公印の押印がない文書を、履行期限から相当な期間を経過して未納者に送付していた。債権管理は適正に行う必要がある。(資産経営課)</p>	<p>適切な督促手続を行った。</p>
5	<p>委託契約において、市が受託者へ個人情報を引き渡す場合は、小田原市個人情報保護条例及び個人情報取扱事務委託要領に従い、市は、個人</p>	<p>当初令和3年度で完了する業務の予定であったが、令和4年度も引き続き業務を行うことになったため、令和4年度の契約に関しては、指摘を踏ま</p>

	<p>情報の引き渡し及び返還並びに引き渡す個人情報に係る文書又はデータの名称（以下「文書名称等」という。）を契約書に明示する必要がある。また、受託者に対し、個人情報の管理体制を明らかにさせなければならない。</p> <p>しかしながら、市は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯支援特別給付金対応業務委託契約において、文書名称等を契約書に明記していなかった。</p> <p>また、市税等納付促進センター運営業務委託契約においては、市は、受託者から個人情報管理体制の届出を受けていなかった。</p> <p>個人情報を取り扱う業務を委託する場合は、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置を講ずる必要がある。（子育て政策課・市税総務課）</p>	<p>え、文書名称等を契約書に明記した。（子育て政策課）</p> <p>受託者から個人情報管理体制等届出書を収受した。（市税総務課）</p>
6	<p>庁舎の貸付等に伴う電気使用料金（1か月当たり概ね16万円）の納期限は、その設定を契約書において納入通知書に委任し、納入通知書で指定することとしている。しかしながら、市は納入通知書の中で納期限を指定していないため、債務者の支払期限が確定しない契約となってい</p>	<p>納入通知書に納付期限を設定して請求した。</p>

	<p>る。契約において履行期限を明確にすることは、履行を確保するために不可欠であることから、契約書に電気使用料金の納期限を定めるか、現状のように契約書で納期限の設定を納入通知書に委任する場合は、納入通知書で確実に納期限を定めなければならない。（資産経営課）</p>	
7	<p>庁舎の維持修繕に係る随意契約において、同一業者が受注した3回の契約の見積り合せの相手が、他に履行可能な業者がいるにもかかわらず全て同じ業者であった。同一の受注業者の見積り合せの相手として、高い見積書を提出している業者の指名を続けることは、他にも業者がいる中で見積り機会の公正性及び公平性を損なうことから、業者の指名は、見積額の実績等に応じて行うなどの対応が求められる。（資産経営課）</p>	<p>既に終了している案件（一階天井トイレ配管修繕等）であるが、今後は適切に対応していく。</p>
8	<p>令和3年度児童遊園地施設賠償責任保険料補助金 115,650 円について、市は、実績報告書の提出を受けておらず、小田原市補助金の交付等に関する規則第14条に規定する補助金の額を確定する事務を行っていなかった。市は、補助事業者に補助事業が完了したときは実績報告書により報告させ、補助金の額を確定し</p>	<p>指摘を踏まえ、令和4年度より当該補助金の額確定事務を行った。</p>

	なければならぬ。(子育て政策課)	
9	<p>ファミリー・サポート・センター管理運営事業は、子育て家庭の育児負担軽減を目的としている。</p> <p>所管部局では、活動件数を効果測定の際の指標としており、依頼会員の育児負担軽減の絶対量を測る指標としては適切と考えられるが、指標に対する目標値が平成 28 年度以降据え置かれ、また、目標値に照らした評価がされているとは言い難い。この間、コロナ禍という大きな外的要因の発生や受託事業者の変更といった、事業を取り巻く環境の変化があり、こうした変化に応じた目標値を設定した上で、目標値に照らして評価する必要があると考える。</p> <p>コロナ禍における依頼件数の大幅減が活動件数の大幅減につながっているとのことからすれば、事業の達成度合いを測定するためには、例えば寄せられた依頼に対してどれだけ活動できたか(マッチング率)のような、依頼会員の育児負担の軽減度を測る指標も併せて設けることが必要と考える。事業を実施していく中で出てきた課題に対する改善は行われているが、育児負担軽減の達</p>	<p>目標値については、今年度「第2期小田原市子ども・子育て支援事業計画」の中間評価の年であり、当該事業の計画値についても評価を行うため、指摘も踏まえ検証していく。指標については、受託事業者と協議を行った結果、8月より依頼会員から依頼があった件数に対して何件マッチングできたか把握するよう体制を整えることとし、年1回市へ報告をする予定である。</p>

	成度合いを測定し評価した上で、その評価に基づいた事業の検証も必要と考える。（子育て政策課）	
--	---	--